

棺在堂上から

——爲衣衾棺斂、轉送其家——

飯島和俊

はじめに

今まで人の移動について、市に集まる人々、逃げる人々、史の移動と宿などをテーマに、簡牘史料を中心にして文献史料をまとめてきた。前論では、尾形勇氏の論考を導言として、「宿家」を取り上げ、吏はなぜ「家」に「宿」と称するのか、史の移動を追跡して、国家と家の関係はどのような繋がるのかと考えてみた。^①

このたびは、葬儀に関わる史料を、葬儀の中心にある棺を通して「家」を念頭に入れて整理しよう。まず「奏瀝書」^② 案例二十一と「二年律令」賜律の規定など文献に展開する葬喪、棺斂、送葬や埋葬に対する思い、人と葬儀と家

との結びつき、現世のしがらみから離れざるを得ない送葬儀礼の問題などに関わる史料から整理していこう。

秦漢帝国と同時代の「日書」^③ 甲編乙編には生活諸般諸事に関わる日読みの吉凶が体系化されまとめられている。そのなかで、死喪、埋葬、祠祀の吉凶を扱っている部分では、不可解な現象の原因として考えられた「鬼」について触れている。この鬼の患いの対処方をまとめた「詰」と一群の記述があり、「幼殤死」の葬られずに放棄されたものが人体や住居に患いをもたらす（^④846鬼恆羸人人宮是幼殤死不葬）という、祭られていない鬼（魂魄）が験現して人々に畏怖をもたらす、と。その死者を収斂するのが棺であり、殯礼を受けて、送葬の途に就き、殯（墓穴）に下ろされ埋葬されるのも棺である。こうした棺を通して見えて

くる同時代的な風景を見て行きたい。

一 棺のある風景

――堂上の棺(奏瀨書案例二十一)

人生の最後を飾る葬儀において、棺がどのような風景を作り出すか、まず、『張家山漢墓竹簡』所収奏瀨書案例二十一から検討していこう。どのような人間関係、物語や論理を形成するかを観察してみたい。この案例に描かれる葬儀は、公士丁という吏の在職中の病死による。近親者は母素と妻の女子甲の二人。未葬時に妻の女子甲が男子丙と姦淫したとして、母素が妻女子甲を「不孝」と告訴し、立件された。

この案例二十一の構成は本件審理に要した法令と規定の列挙と、原告母素の告訴文と奏瀨(上級裁判所への審理委託)の事実、そして、奏瀨を受けた廷尉での論議と論決、そして、その後の廷史申の駁議と、廷尉の最終合意の部分からなる。冒頭より、本案件に関与する故律(過去の律令規定)として法令規定が列挙され、まず、

①「爲後」(相続の順位。「二年律令」置後律に詳細有り)の規定で、最優先が子男、次いで父母、妻、子女の順位が示され、死夫の相続者になる(「故律曰、死夫以男爲後。毋男以父母、毋父母以妻、毋妻以子女爲後」)。

また、

②公務中の忌引きに当たる「歸寧」の規定、県官事に従事していて父母もしくは妻が死去した時、歸寧三十日、大父母同産(同母兄弟姉妹)は十五日とされる(「律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日。大父母同産十五日」)。

まずは「家」内の序列が取り上げられる、

③父母に逆らう罪「敖悍」(目上の教令に従わない)についての規定。県廷が公認すれば、敖悍と告訴された子男子女臣妾は「完城旦舂」(完は剃髪、有期三歳刑)として、その足に鉄鎖して巴県の監(塩)造りに輸すことになる(「敖悍、完爲城旦舂、鐵須其足、輸巴縣鹽」『睡虎地秦墓竹簡』「封診式」遷子参照)。

これは共犯の男子丙の関わると思われるが、

④「教人不孝」は、人を唆して不孝の行状を行わせる罪で、「不孝」に次ぐ罪。そして、「棄市」の次は「黥爲城旦舂(六歳刑)」であるという規定(「教人不孝次不孝之律。不孝者棄市、棄市之次、黥爲城旦舂」)。

また本件は公士丁に関わる犯罪で、公士丁の妻が被告であるから、

⑤以爵減刑の規定が続く、本件の実刑は「當黥(爲城旦舂)」であるが、被告が爵公士の妻以上なので、「完(完爲城旦舂)」刑に軽減されるとなる(「當黥公士公

士妻以上、完之)。

本件では最重要のほずの犯罪行為となる、

⑥姦淫罪については「耐爲城旦舂」だが、この場合「奸者、耐爲隸臣妾」となる。

最期に付帯事項、

⑦姦淫罪の立件には現行犯逮捕で現場での犯行確認が必要条件であることが示されている(「捕奸者必案之校上」)。

以上が公士丁の母素の親告によって立件された当該事件に関わる法令とその規定ということになる。

告訴人の供述によると、被告は杜瀘(杜県瀘里か)の女子甲で、夫公士丁が疾死し、喪棺(遺体を納めた棺)を堂上に安置して(太斂は終了している)、未葬(埋葬以前)の時期で、丁の母素と夜、棺を環とらまいて哭いたと犯行直前の状況が示される(「今杜瀘女子甲夫公士丁疾死、喪棺在堂上、未葬、與丁母素夜喪、環棺而哭」)。しかし、母素が目撃したことは、妻女子甲が男子丙とともに棺の後の「内中」で和姦したことである(「甲與男子丙偕之棺後内中和奸」)。翌朝、母素は甲を吏に告発し、吏は甲を捕得したのである(「明旦、素告甲吏、吏捕得甲」)。県廷は立件して審議に移ったが、「弗案校上」について触れていない。

このように案件は母素の告訴で立件されたが、被告女子甲の罪状について審議の結果、論決がまともならず、「疑甲

罪」(疑罪)として奏瀦することにして上級審の判決に委ねることになった。

この奏瀦を受けて廷尉で再審議することとなり、審理は、申告された罪状の不孝罪と姦淫罪とをめぐって、容疑者妻甲と夫公士丁と夫の母素との間に帰寧の序列や相続の序列をもとに、妻甲の罪刑を導き出そうとする。

廷尉での審議の部分は、廷尉叡、廷尉正始、廷尉監弘、廷史武等三十人が合議して、

①律、この場合は「置後律」(「二年律令」置後律369)371簡)の規定が柱となる。「歸寧」の規定が案文に上書きされて、夫をめぐって父母妻の「次」序列を取り上げる。

②帰寧では父母の場合と同法、妻は父母と同等の扱いである。

③「服喪」では「當次父母」で父母の次であり、「爲後」の序列も父母の次である。

④父母の葬儀に当たってまだ「未葬」の段階で殯礼中「喪旁」で姦淫罪を犯した場合、不孝罪が適用できるとする。子Ⅱ夫なら「黥爲城旦舂」だが、妻はその「次」だから罪刑は軽減律が適用される。

⑤姦淫が敖悍に読み換えられて審議される。それらを斟酌して、

⑥本件の論決理由「不孝(並びに)敖悍の律二章」の法

令を適用して、「弗案校上」ではあるが、被告甲は「完爲春」とする。

審議の結果、不孝罪と姦淫罪の二つの律法によって、現行犯逮捕ではないが、甲は「當完爲春」とし、杜梟の法廷に通告し、甲の刑を執行させることにした（「不孝教悍之律二章、捕者雖弗案校上、甲、當完爲春、告杜論甲」）。

この審議に遅参した廷史申は、先の論決に疑問を感じ、審議の過程を逐一駁論していく。この妻が「居家」するこの「家」で何が起こったのか、殯葬された棺は「堂」上にあり、堂の後の「内」が、母素の言う姦淫現場とする。しかし「弗案校上」である以上、犯罪の立件すらできないはず、という主張である。そして、確定した事實は、夫が吏となり居官（上番）中に妻が家居して公士乙と姦通し、吏がこれを捕捉しようとしてできなかったという（「夫爲吏居官妻居家與公士乙姦吏捕之弗得」）、姦淫罪の立件としては、捕吏側の失態に過ぎないことになる。

初審で梟が立件し、論決に導いた容疑事實は、例えば、夫が吏となつて「居官」していて「家」は留守、妻は「居家」して夫の留守宅で姦淫と解したのに、「弗案校上」での現行犯で身柄確保できなかったということ、母素の告訴によって不孝罪と姦淫罪の二罪で立件審議したが、衆議も一致せず疑罪とされ、廷尉に上申された、という経過に注目している。

廷史申の駁論の部分、①律では不孝は棄市である。もし、父の存命中に食事を三日供しない場合、吏はその子にどのような論決を下すだろうか。廷尉穀らは、棄市に当たる、と答えた。もし、父が死んでいて、その家で亡父の祠祀を三日行わなかったら、子にはどのような論決を下すだろうか。廷尉穀らは、論罪するに当たらないと答えた。

②律曰、不孝棄市、有生父而弗食三日、吏且何以論子。廷尉穀等曰、當棄市。有曰、有死父、不祠其家三日、子當何論。廷尉穀等曰、不當論。

②また、存命中の父の教令に聴き従わないものと亡父の教令に聴き従わないものとくらべて、どちらが罪は重いだろうか。穀らは、亡父の教令に聴き従わないものを、罪することはないと答えた。（「有子不聽生父教、誰與不聽死父教罪重。穀等曰、不聽死父教、毋罪」）

③もし、夫の存命中に「自嫁」（別の男に嫁ぐ）することとは、夫死去してのち「妻自嫁」するものの罪とはどちらが重いだろうか。廷尉穀らは、夫が生きているのに自ら嫁ぐとは、娶るものと併せて皆「黥爲城旦舂」とする。夫が死んでいて妻が自ら嫁ぐには、娶るものに罪することはないと答えた。（「有曰、夫生而自嫁、罪誰與夫死而自嫁罪重。廷尉穀等曰、夫生而自嫁、及取者、皆黥爲城旦舂。夫死而妻自嫁、取者毋罪」）

④もし生存中に夫を欺すのと、死んでいる夫を欺すのと

どちらが罪は重いだろうか。穀らは、死亡している夫を欺すことは、論ずことはないと答えた。(「有曰、欺生夫、誰與欺死夫罪重。穀等曰、欺死夫、毋論」)

⑤もし、夫が吏として居官しており、妻が家居している、ある日ほかの男と姦淫した場合、吏がこれを逮捕しようとして捕獲できず、どのように論決を下すか。穀らは、論決するに当たらずと答えた。(「有曰、夫爲吏居官、妻居家、日與它男子奸、吏捕之弗得、□之、何論。穀等曰、不當論」)

⑥では、廷尉廷史諸君の衆議では皆、死父を欺す罪は、生夫を侵し欺すより軽くし、生夫を侵す罪は死父を侵し欺くより軽くしている。(喪棺が堂上に在って未葬なのに)与に男子と棺喪旁に姦通したという告訴について、「捕者弗案校上」(現行犯逮捕していない)のに、ただ「完爲春」としている、この論決は重すぎないだろうか。穀らは、誠に本質を見失った論決だと答えた。(「廷尉史議皆以欺死父罪輕於侵欺生父、侵生夫罪」輕)于侵欺死夫、□□□□□□(喪棺在堂上未葬) 與男子奸棺喪旁、捕者弗案校上、獨完爲春、不亦重虐。穀等曰、誠失之)(内は考釈の補欠)

この事例は「穀等曰、誠失之」で終わっており、場合によつては、穀等が審理不十分の罪を問われかねない。

この事例から、当時の家もしくは戸が血縁の母子関係に

婚姻によつて形成した新たな夫婦関係が絡み合い、夫の居官による不在と居家婦の父母との同居であつたものが、夫の病死をきっかけに、妻が男子丙に惹かれ、母が孤立する状況、家もしくは戸の崩壊が生じた。

こうした悲劇の中心に物言わぬ棺が置かれている。そもそもこれが喪中の事件であること。ただでさえいろいろな物語が語られ、新たな物語が生じる場でもある。

喪は『説文』卷二上卍部に「亾也从哭从亾會意亦聲」息郎切」と作る。『説文通訓定聲』では『白虎通』の「人死謂之喪。亡不可復見也。不直言死稱喪者何。爲孝子之心不忍言也」を引いて、人の死を喪と言ひ、亡去してまた相見ることのないことを言う。死と言わないで喪と言うのは何故か。喪失感が満ち溢れる孝子の心を斟酌して言う語らしい。『廣韻』(太中祥符元年刊)では「喪、喪器也。今謂之柩」とあり、『廣韻』の時代には「喪」を「柩」と言っていたようだ。しかし、案文は「棺」字なので、逆に喪がなげ柩と解されるのかと疑念が湧く。喪はまた、『左傳』僖公九(紀元前六五二年、宋桓公の「未葬」を受けての「凡在喪」の言に注(杜預)して、「在喪、未葬也」だからとする。

つまり埋葬以前の柩を正寝(この場合の堂)に安置して置く期間のことと解釈されている。遺体を棺(柩)に納め、埋葬前に近親者と正寝(堂)に休まる殯礼期間という

ことなのであろう。ちなみに、『釋名』釋喪制（後漢劉熙）には「在牀曰尸、在棺曰柩」とあり、『小爾雅』廣名（時代不確定）にも「空棺謂之櫬、有屍謂之柩」とある。遺体は納棺以前は「尸」と呼び、納棺後は「柩」と呼ぶ。また、遺体を納めていない棺は「櫬」と呼び、「尸」を納めた棺を「柩」と呼んだということである。

また、師丹は成帝への上書の中で「前大行尸柩在堂、而官爵臣等以及親屬」と「尸柩在堂」という（『漢書』卷八十六何武王嘉師丹傳）。『左傳』僖公九年、宋桓公の「未葬」と「凡在喪」の關係や、後漢劉熙の『釋名』によって、納棺されて殯礼を奉じられていると、解しておこう。

殯礼の期間は、五行志に「平帝元始元（紀元一）年二月、朔方廣牧女史趙春病死、斂棺積六日出在棺外、自言見夫死父」（『漢書』卷二十七五行志下之上）云々と見えることから、庶人の葬礼でも六日以上、棺は「堂上」に安置されていたようである。案例二十一ではその最中にこの事件が起こる。同様の夫の葬儀中に第三者が妻と姦淫事件を起こすのは、『漢書』卷九十酷吏傳の田廣明の条に「喪柩在堂、廣名召其寡妻與姦」と見えている。

このように棺（柩）が安置される堂については、『書經』顧命「立于西堂」の鄭注に「序乃内半以前曰堂」とある。また『儀禮』土喪禮、「皆饌于西序下南上」部注に「中以南、謂之堂」ともある。諸橋はこれらによって「土

を高く盛り上げて、その上に家をいとなみ、左右の壁を序、中央以南の平土間で空闊なところを堂、中央以北の小部屋でしきった居住の所を室と呼ぶ」という見解を示している。つまり、表の道から門戸を開いて中に入ると、庭があり、さらに進んで建物の戸を開けて中に入ると、そこが堂なのであろう。そして、堂の奥にも戸があり、その戸の向こうが内（寢室）ということなのであろう。

家の間取りについては『睡虎地秦墓竹簡』「封診式」穴盜、經死の条に示される、調書風の記述が参考になる。『睡虎地秦墓竹簡』所収「封診式」封守の条には審判にもなう關係者關係財物の差し押さえ対象物件として、被疑者の「家室」と称され、内容が列挙される。「有鞫者某里士伍甲」立件された某里に居住する士伍（無爵の庶人）の甲の「家室妻子臣妾衣服畜產」という名目で差し押さえ「封」（『說文』府容切）すとあり、家室を「甲室人一宇二内各有戸」と称する。「一宇二内」とは、『睡虎地秦墓竹簡』「封診式」封守の条の注釈によると「一宇二内、即一堂二内」のこと、内にはそれぞれ戸が設けられている。そして、『漢書』鼂錯傳（『漢書』卷四十九爰盎鼂錯傳）から「家有一堂二内」を引き、「堂即廳堂、内爲臥室」と解し、「宇」とは「堂」のことで、庁堂のこと、遺体の安置された「堂」とは、父子同居の集まるところと解する。

二 発掘報告から——棺の形態

秦漢期の同時代遺物については、雲夢睡虎地秦墓十一号墓が始皇帝末期と確定でき、他の墳墓も十一号墓を基準として秦王国時代から前漢初期にわたるものと比定されている。出土棺については、『睡虎地秦墓竹簡』出版説明の「圖一 睡虎地十一号墓棺内竹簡出土状況（棺上部）」「圖二 睡虎地十一号墓棺内竹簡出土状況（棺下部）」に発掘した状態が二枚の写真で紹介されている。

また、『雲夢睡虎地秦墓』第一章 葬墓形制 一、墓制」では、四一〇頁にわたってさらに詳しく紹介されている。また、同書一一頁「附表 墓葬形制登記表」に三号墓から十四号墓までの方向、墓口、墓底、壁龕等、木椁、木棺、葬式、備注の八項目に分けて、大きさをメートル単位で一覧にしている。

木椁の全長は最大で三・九六m、最小が二・九六m、横幅が最大一・八m、最小一・二四m。高さは最高一・五四m、最小一・二m、計測不能二件。木棺については、全長の最大が二・二m、最小一・八m、横幅は最大で一・四m、最小〇・五八m、高さは最大で〇・九四m、最小〇・五八m、計測不能が二件となっている。また、「第二章 随葬器物一、簡牘概述」では、一三頁に「圖一五 M11棺内竹簡等出土

状況平面圖」が紹介されている。同書「圖版八（VIII）」には、「一・M11竹簡出土状況」と「二・M11竹簡出土状況（局部之二）」、「圖版九（IX）」には「三・M11竹簡出土状況（局部之二）」が、先の『睡虎地秦墓竹簡』出版説明」に掲載されたものよりも鮮明な写真で三点紹介されている。各墓はみな一棺一椁の構成で、棺椁の構造は基本的にみな似かよっていて、棺椁の形態も大体一致している。椁室内に長方体箱形の木棺あるいは漆棺が納められていた。墓制形制では、七号墓と十一号墓について詳細な紹介記述が為されている。

M7的椁室。椁内の棺室は、長さ二・三七m、寬さ一・一六m、内に長方体箱形の黒漆木棺が安置される。棺の長さ二・二二m、寬さ一・〇四m、高さ〇・九四m。棺の内壁は長さ一・七八m、寬さ〇・六四m、高さ〇・六六m。これから用材の厚さが算出できる。頭上板と足底板は一七cm、左右の側板が二〇cm、蓋板と背板が一四cmと計算できるが、かなり厚手の木材が用いられていたようである。

M11的椁室。椁内の棺室は、長さ二・二六m、寬さ一・一六m、内に長方体箱形の木棺が安置される。棺の長さ二・一六m、寬さ〇・七六m。高さ〇・七二m。棺の内側の計測値はなし。

もう一つ、尹湾漢墓は、六号墓から出た竹簡木牘の記

述、特に「元延二年」の名を持つ日記（カレンダー）の存在から前漢末期王莽時代の墳墓群と比定される。『尹湾漢墓簡牘』所収発掘報告は六つの墳墓の特徴について詳述しているが、出土棺の計測値を抽出すると以下のとおりである。

一号墓（M1）。棺の保存は良好。内棺の長さ約一八五cm、棺板の厚さ約一五cm。木棺の材質は針葉樹のよう
で、外椁の長さ二四〇cm。残存する部分の寛さ八〇cm、高さ五〇cm。

二号墓（M2）。椁の内側に棺がある。黒漆を塗した素棺で、出土時は、棺蓋の上に塗り込めた硃砂のようなものがあつた。棺の長さ二二三cm、頭部の寛さ七一・五cm、尾部の寛さ七〇・五cm、高さ六七cm。棺蓋の厚さ一二cm。

三号墓（M3）。棺蓋と棺本体が分離した状態。所々燃焼後の木灰が残っていた。盗掘され、「開棺焚尸」された模様。実測値報告なし。

四号墓（M4）。合葬墓。北棺の長さ二三〇cm、寛さ七六cm、高さ六〇cm。内径の長さ二一〇cm、寛さ五四cm、深さ五〇cm。この結果から棺材の厚さはほぼ一〇cm前後と推定できる。

五号墓（M5）。合葬墓。棺の長さ二三四cm。北棺の西南角に三五×八〇平方cmの盗洞口がある。棺内にはめぼしい器物はない。

六号墓（M6）。一椁二棺で一足廂の構成。両棺相距ること五七cm。北（男）棺の梢の長さ二二八cm、寛さ七〇・五cm、高さ不明。南（女）棺はやや幅広で、長さ二一九cm、寛さ七五cm、高さ七一・五cm。

始皇時代前漢前期の棺と前漢末期の棺とで、約二〇〇年間、ほぼ同じ「一棺一椁」の様式が続いている。尹湾では「二棺一椁」という形体も出現している。

大体棺の長さは二m弱、横幅七〇〜八〇cm、高さ六〇cm前後、棺材の厚さは一〇cmより厚めという把握が可能である。棺材の厚さについては、『史記』『漢書』などの記述に、『墨子』の「桐棺三寸」（墨者亦尚堯舜道、其送死、桐棺三寸）『史記』卷一三〇太史公自序、「正義 以桐木爲棺、厚三寸也」同注）という記事が散見することから、当時の常識になっていたと思われる。厚さ三寸（約一〇cm）、結構立派な木材を用立てている。

棺のための用材伐採については、『睡虎地秦墓竹簡』『田律』に規定が見られる。春二月から七月までは山林藪沢での活動が制限される。……七月になったなら、これら許す（「到七月而縱之」）。ただ、幸ならぬ死にあり、棺槨のために伐採する者だけは、この季節制約を受けない（「唯不幸死而伐棺享者是不用時」）とある。文言は『月令』の文体のようで、王莽時代の『月令詔條』の報告に当たって見たが、確認できなかった。

さて、『張家山二四七號漢墓竹簡』「二年律令」所収「賜律」は、吏の葬礼の際の「賜衣衾棺葬具」に関わる法規定がある。この「賜律」に示される棺の支給規定を見ていこう。

283 ……二千石吏不起病者賜衣襦棺及官衣常^レ

284 郡尉賜衣棺及官常^レ千石至六百石^レ吏死官者居縣賜棺及官衣五百石以下至丞尉死官者居縣賜棺

病氣重篤に陥った場合、官秩二千石吏には、臨終直前から対策が始まる。まず「衣襦棺」および「官衣常」が賜給される。次のランク、冒頭から郡尉を指定して「衣棺」および「官常」、ついで、千石から六百石に至る吏の在任中の死亡者には居県が「棺」および「官衣」を、五百石以下丞尉の在任中の死亡者には居県がただ「棺」のみを賜給する。千石から六百石とは一万戸以上の大県令に当たる。

こうして、賜与物品を整理してみると、「衣襦棺」「衣棺」「棺」の部類と、「棺衣常」「官常」「官衣」の部類に分けて賜与されており、五百石以下には「官衣」の部類に当たる賜給はない。ちなみに、秦漢簡牘では「常」字はよく「裳」字の同音語として仮借される。

このように葬礼に関わる賜与物品は、淮南王長が指名手配された開章を隠匿した。その発覚を恐れて開章を亡き者として、「棺槨衣衾」して肥陵に葬った、とした（爲棺槨衣衾葬之肥陵）『史記』卷一一八淮南衡山列傳、『漢書』卷四十四淮南衡山濟北王傳。このとき賜与された送葬具

は、「棺槨衣衾」として一組となっているようである。

また、嬴（裸）葬を主唱した楊王孫に対しては、『孝經』を引いて、送葬に棺槨衣衾を備えるのは、聖人の遺制だとして（爲之棺槨衣衾、是亦聖人之遺制）説得し、皆が正当と思っている葬礼に従うようにと言う。このように、衣衾は史書に葬儀葬礼に附随する必需品として頻繁に登場する。

「賜律」の葬儀に賜与される「衣襦棺」「衣棺」や「棺衣常」「官常」「棺衣」の賜与品目の組み合せの差は、官秩の差等官吏の位階尊卑の差等は、為吏および宦皇帝あるいは、宦および為吏であったという事実による識別の差等であって、二千石宦皇帝の寵臣への賜給と、在任中の死亡者に対する賜給とは内容が違って当然なのかも知れない。「官衣」の賜給は死者の栄光を表示する意味もあろう。棺に付随した「衣襦」「衣常」は棺の覆いに当たるものかも知れない。棺に着せる衣衾と、本人の遺体に更衣する衣裳の違いのようにも考えられる。

官衣や官常（裳）は後世の号衣制服のようなものなのだろうか。この官衣について賜律に「285官衣一用縵六丈四尺帛裏毋絮^レ常一用縵二丈」という規格が指定されている。官衣は「縵」六丈四尺で作り、帛（絹素帛）の裏地、絮（きぬわた）なしのもの、常は、縵二丈の布で作る。

そして、「286吏各循行其部中」出領域の過不足、緊急事

態を観察して、対応する。その流れで、もし領内に同時に複数の葬儀を出すことになったら、その対応として、

288 一室二殯在堂縣官給一棺三殯在堂給二棺

という規定に続く。「二年律令」の注釈では、「殯」を『儀禮』土喪禮の「掘埵見柩」の疏に「殯、訓謂陳尸於坎」とあることによつて解釈している。「殯」は同じ『儀禮』土喪禮「掘埵見柩」の注では「殯、埋棺之坎者也」であり棺を埋め込む縦穴ということでもある。律文は、埋葬すべき遺体が二体、あるいは三体が「在堂」する場合、県官は喪主の過剰な負担分を代わりに賜給するのだから、賜与への流れから、遺体の「掘埵見柩」と様相がことなるのではないか。遺体はまだ納棺されていないのではないだろうか。また注釈は『周禮』小行人の鄭注「若今時一室二尸則官與之棺也」を引く。おそらく「殯」は同音の「尸(屍)」のことではないか。一室に二殯(遺体)が堂上に安置されている事態では、県官が一棺を賜給し、三殯であれば二棺を賜給しようというもの。ここでは、家や戸でなく室を単位として算定するところが珍しい。

一室の室は家室の室でもあり、「封診式」では、室人は妻子臣妾の構成になっている。棺柩の棺を受領するのは、家室の主人であるはずで、主人父夫が死去の場合には、「後子律」の規定に従つて指定された「後子」、もしくは相続序列に従つて最終的には妻に、それでも不足の場合、隸

臣から信頼できる年長者となり、その者が「後子」として棺を拜受することになるのだろうか。一室に二尸三尸と多くの犠牲者が出るのは、室に同居(同産子)があると想定するに十分である。

こうした複数の死亡者が出る場合の規定として、平帝紀の青州水害時の臨時措置例が目を引く。「郡國大旱、蝗、青州尤甚、民流亡。……賜死者一家六尸以上葬錢五千、四尸以上三千、二尸以上二千」(『漢書』卷十二平帝紀)とあり、一家に六尸以上の死者がある場合に、「尸」で数えていることは、棺を用意できていないからと思われ、そのために、一人当たり一律八百三十三錢で、合計五千錢の賜与となる。四尸以上だと一人当たり七百五十錢で合計が三千錢、五尸でも同じ。二尸以上、二尸だと一人当たり一千錢で合計二千錢、三尸でも全二千錢ということであろう。

これは、「食貨志」所引の李悝「盡地力」の教では「今一夫挾五口」と言い、「食貨志」に引用された鼂錯の「今農夫五口之家」一夫五口、五口一家という漢帝國の家、戸の基礎的な想定から被害実体の様相が大きく外れる。一家が複数戸(この可能性は前稿、夫婦間の訴訟¹⁵)の複合戸でなければ、想定できない。「一殯」「二殯」という数え方は「二尸」「四尸」「六尸」と同じと考えてよいのではなからうか。一室、二殯三殯や一家の六尸という数値をどう捉えるか、今後の課題となろう。

棺の現物支給については、平帝紀に「葬錢」という現錢賜給が施行されるが、「賜律」にも「棺錢」という賜給規定も存していた。

289 賜棺享而欲受齋者卿以上予棺錢級千_レ享級六百_レ五夫_二以下棺錢級六百_レ享級三百_一母爵者棺錢三百

棺享(椁)の賜給に当たって、「齋」を受領したいと希望する者の場合である。「齋」とは『説文』では「齋、持遺也」のことである。陶朱公の話しには、また自ら数百金を齋す(長男既行、亦自私齋數百金)『史記』卷四十一越王句踐世家)とあり、また、これ所謂賊に兵を借りて盗に糧を齋す(此所謂借賊兵、而齋盜糧者也)『史記』卷七十九范雎蔡澤列傳)とも用いられ、持ち運びできる形態のもので、持ち帰る、ということ。現物の棺享(椁)ではなく棺錢を受け取って送葬の場「家」へ帰りたいということであろう。

その場合、卿以上には、棺錢級ごと千錢、享(椁錢)、級ごと六百錢。「戸律」名田と名宅の規定には、十九級関内侯以下、十八級大庶長、十七級駟車庶長、十六級大上造、十五級少上造、十四級右更、十三級中更、十二級左更、十一級右庶長、十級左庶長、九級五大夫、八級公乘、七級公大夫、六級官大夫、五級大夫、四級不更、三級簪裏、二級上造、一級公士、無爵公卒士伍庶人、刑期開けの司寇、冤罪被刑者の隱官などと序列があり、「卿以上」と「五大夫以下」で区切られるので、「卿以上」とは九級爵五

大夫より一上等上位の十級左庶長以上ということになる。棺錢千錢と椁錢六百錢が級ごとに上増しされていく。

計算上、十八級大庶長は基準値を爵十級左庶長で、齋として受領できる級ごとの棺錢千錢と椁錢六百錢の、九倍の棺錢九千錢、椁錢五千四百錢、また関内侯であれば、棺錢一万錢、椁錢六千錢という計算になる。逆に五大夫以下は爵一級公士が棺錢六百錢、椁錢三百錢で級ごとに、九級五大夫では棺錢五千四百錢、椁錢二千七百錢となり、左庶長の支給額を超えてしまう。あるいは、単純に級数を基準額に乗すればよいのかも知れない。そうすれば、五大夫は棺錢一万錢、椁錢六千錢となり、九級と十級の差がはつきりとなる。すると十九級関内侯は棺錢二万錢、椁錢六千錢となる。そして無爵の公卒士伍庶人の賜給棺錢額は、一律三百錢ということである。

蘇武は始元六(紀元前八七)年春に、昭帝に謁し典属国を拜し、秩中二千石となった。さらにこの時、「賜錢二百万、公田二頃、宅一區」が賜与され、同行の中のその他の六人は年老ということで帰家が許され、錢人ごとに十万を賜り、終身復除となったとある(『漢書』卷五十四李廣蘇建傳)。これでも、律の規定からする関内侯の棺錢椁錢の合計よりも大きい。

翟方進が自殺したとき、帝はこれを隠し乘輿や秘器(宮椁)を贈り、礼賜は丞相送葬の通例とは違っていたという

ことで、顔師古注には「漢舊儀」に丞相疾有れば、皇帝法駕もて親しく至り疾を問ひ、西門より入る。即ち薨しては、居を第中に遷し、車駕もて行き弔ふ、棺と棺斂の具を贈り、錢葬地を賜ふ。葬日、公卿已下葬に會す」（『漢書』卷八十四翟方進傳）とある。帝国の宰相として、国家が送葬する体制と言つていい。

棺享は棺椁もしくは棺槨と同じ。受齋は「賜棺槨」に対して現錢賜給を希望する場合の規定ということであった。棺と椁とが別立てで金額が設定されていて、卿以上と五大夫以下、そして無爵（公卒士伍庶人とおそらく隠官司寇も含む）と規定する爵制秩序による序列になつてゐる。

棺錢については、哀帝期の河南潁川の水害における救済措置として、棺錢が人ごとに三千錢を支給されてゐる（己遣光祿大夫循行舉籍、賜死者棺錢 人三千）（『漢書』卷十一哀帝紀）。この時、被災地に光祿大夫が派遣され、直接戸籍（與籍）による支給対象者選定と賜与実施が行われたと推測できる。師古注はこの棺錢を「賜錢三千以充棺」と解している。「二年律令」の棺錢支給額に比べ公卒士伍庶人レベルの十倍に高騰してゐて、公士の棺錢六百錢、椁錢三百錢合計九百錢の三倍強、爵三級管裏（おそらく合計二千七百錢）より上ということになる。棺錢賜給は、ほかに地震による罹災死亡者六千余人に対する救済措置として「賜死者棺錢」（『漢書』卷七十五睦兩夏侯京翼李傳）の語

が見える。

そして、さらに「賜律」には、その他の葬具の需要も忘れずに、現物の賜与ができない場合、金錢に振り替えた賜与も見える。

290 諸當賜官毋其物者以平賈予錢

賜与することになつてゐる所定の賜与物資（棺槨衣衾その他の葬具物など）が、所轄県署に備蓄がない場合、所定物資「葬具」の「平賈」（時価）、つまり市場価格相当額の錢を代替賜与するという規定である。

『漢書』卷九十三佞幸傳には、処罰され陳尸された董賢の遺体を「董」賢の厚くする所吏の沛の朱詡、自ら劾（弾劾）して大司馬府を去り、棺衣を買ひて賢の尸を收め、之を葬むる」とあり、市場で棺衣の購買ができたことがわかる。また、『漢書』卷七十六趙尹韓張兩王傳では、趙廣漢の事として「冬に至り當に出でて死すに、豫め爲に棺を調し、給して葬具に斂し、告げて之を語れば、皆曰く、死して恨む所なし」とあり、冬は刑執行の時期なので、あらかじめ死刑囚のために棺と葬具を調達して、そのことを告げた、という話し。師古は「調は、辦じて之を具ふなり。棺斂とは、棺と衣とを以て尸を斂むなり」とあつて、死刑囚たちに刑死後の備えを承知させ安心させたという。また、游侠として名を売つた原涉は、貧窮に伴う亡母の葬儀如何を相談され、木ぎれを木牘に削り出して疏（通達

文)に作り、葬儀に必要なものとして衣被棺木、飯含之物(葬具の細々としたもの)を書き付け、原涉に付き従っている客たちに割り当てた。諸客は市に奔走して買い求め、日佚(日晷、昼過ぎ)頃には獲物を持ち寄り再集合し、原涉が之を検め、それで主人(喪の主)に「賜」を受けよと謂う。それから棺物を載せて、賓客に従って喪家にいたり、関連して労来して葬儀(埋葬まで)を終了させた(「削牘爲疏、具記衣被棺木、下至飯含之物、分付諸客。諸客奔走市買、至日晷皆會。涉親閱視已、謂主人、願受賜矣。既共飲食、涉獨不飽、乃載棺物、從賓客往至喪家、爲棺斂勞來畢葬」『漢書』卷九十二游俠傳)という。貧窮の故に葬儀を挙げられない場合、公卒土伍司寇隱官までも、対象者とした送葬具賜与であるはずだが、現実には、上述のように、県が賜給する棺槨衣衾葬具は、市場でも入手可能ということであろう。

三 骸骨は家に帰る——病免帰家と卒於家

漢の高祖四(紀元前二〇三)年冬十月(歳首)の廣武の会戦で項羽から受けた矢傷が癒えた八月、従軍して戦没した者たちの遺体に「衣衾棺斂」し、それぞれの家に帰還させるよう、死喪の転送を行うよう吏に命じる。

(四年八月)初爲算賦。北貉燕人來致鼻騎助漢。漢王

下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。四方歸心焉。(『漢書』卷一上高帝紀)

この記事と次の八(紀元前一九九)年十一月令は、『史記』高祖本紀には採録されていない。四年八月令の末文「四方婦心」とは、『呂氏春秋』孟冬紀「異用」に登場する周文王の故事に習ったものと思われる。

すなわち、池浚いをしていて遺体を得た(「周文王使人叩池、得死人之骸」)吏が文王に伺いを立てたところ、文王は之を「更葬」せよと答える(「二吏以聞於文王、文王曰、更葬之」)。吏の言い分は、この骸は祭るべき主が無いのではないか(「吏曰、此無主矣」)と答える。これに対して文王は、天下を有つ者は、天下の主である。一国を有する者は、一国の主である。たとえば今の私はそのような主ではないのかと言い、すぐに吏に命じて骸を棺に納棺し、更葬させたのである(「文王曰、有天下者、天下之主也。有一國者、一國之主也。今我非其主也。遂令吏以衣棺更葬之」)。

この遺体は今日の、行旅死亡人のように扱われ、秦漢律で言う定名事里のない者、あるいは失った者で、処置方に困る存在。遺体を回収して更葬せよと言われても、遺体の帰属が明らかでないので、祭主も立てられず、引き取り手のない代物。そこで、文王は遺体の「主」とは誰であるかを論じて、国主である自分(文王)こそが更葬の主である

ことを説き明かし、吏に葬儀を進めさせたというのである。ここで言う「更葬」とは、収棺斂喪した棺柩に納まった尸喪を取り出して、改めて衣衾棺を着せ替えること。普通であれば、取り出した遺体に新たな葬具陪葬品を添えて、そのまま、棺斂し直し墓埒に下棺（墓穴に棺を下ろす）して舗覆するのである。

こうして無縁の骸骨を埋葬したので、天下の人々はこれを耳にすると、文王は賢なるかな、文王の恩沢は髑骨にまで及ぶのか（「文王賢矣。澤及髑骨」と称するようになった。宝を得たそのことがその国を危うくする（「或得寶以其危國」というのはよくあることなのに、文王は汚骨を得て、望み求める民意に応えた（「文王得汚骨以喻其意」ということであろう。だから聖人には物において「不材」と（適わぬ）ということがない（「故聖人於物也無不材」と言い納める。⁴⁴）

漢高祖は四年八月令で末文に「四方歸心」に触れているので、文王のこのような故事を礎石にしているのである。とにかく、遺体には帰属する「主」がある、それが「家」であり、ために「衣衾棺斂」して転送して、その主「家」に帰す。

そして、八年十一月の条では、

十一月、令士卒従軍死者爲櫬、歸其縣、縣給衣衾棺葬具、祠以少牢、長吏視葬。

と下命している。比較すると、四年八月令では、戦場で回収した遺体を吏が「爲衣衾棺斂」してその家に転送するという規定であった。しかし、八年十一月令では、遺体の回収地で、「士卒従軍死者」に櫬に斂喪して（「爲櫬」、柩に仕立て、その県に帰す。葬喪が到着したら、その家を所轄する県官が「衣衾棺喪具」を支給することになっている。

そして、「祠」（おそらく家祠、「封診式」毒言に見える家祠）に小牢を奉獻し、家葬の最終段階になる葬送引棺して埋葬する段には、県長吏が立ち会うことにする。「爲衣衾棺斂」は師古注では「與作衣衾而斂尸於棺」としている。一緒に遺体に衾を作衣せて（「與作衣衾」、遺体を棺に収斂する（「斂尸於棺」）こと。

十一月令の方は、臣瓚と師古が注解を示している。臣瓚は、初めに櫬によって尸を家に送り届け、県官で再度棺衣を供給し、遺体を納棺し直すこと（「初以櫬致其尸於家、縣官更給棺衣更斂之也」）、「金布令」では幸ならぬ死に方をした者は、死所に櫬を作り、伝（傳車通送）によって居家のある県に帰らせ、衣棺を賜与する（「金布令曰、不幸死、死所爲櫬傳歸所居縣、賜以衣棺也」という。この「金布令」は失われていて、「雲夢秦簡」や「二年律令」にも採録されない。

この「櫬」は、櫬に用いるものとして用意される。「櫬」は『史記』『漢書』では確認できず、三国以降に主流と

なった語かもしれない。師古は、初め櫛櫃に仕立て、梟に着いてから改めて棺と衣とを賜給し、必要な葬具を備えるという意味（「初爲櫛櫃、至縣更給衣及棺、備其葬具耳」）とする。臣瓚も、師古も八年十一月令では、初めに現地で遺体を棺、この場合は櫛（櫃）に納め、死者の居家のある梟に至ったら、改めて衣と棺とを賜給し直し、埋葬に必要な葬具を整える、と言っているに過ぎない。

臣瓚だと櫛から棺の更葬、師古だと櫛櫃から棺への更葬であり、臣瓚の櫛は、師古だと櫛の櫃とも考えられ、櫛がさらに分異し区別されているようだ。臣瓚と師古はともに、櫛や櫛櫃と棺とは違うものと見ているようである。櫛や櫛櫃は伝送に適した形、棺は埵（墓穴）に下ろす埋葬用の棺。そして、櫛を小棺と解するのは、尸を運搬に適した大きさの櫛や櫛櫃に詰め込むからで、梟で賜給する埋葬用の棺に移し替えて斂葬をやり直すのが当時の常識だったのかも知れない。

出土文物では『張家山二四七號漢墓竹簡』「二年律令」津関令に、

501 縣道各屬所官謹視收斂毋禁物以令若丞印封櫛櫃以印
章告關三元封出勿索櫛櫃中有禁物視收斂及封

と見えていて、納棺した帰家送葬の櫛櫃（棺）に対して、納棺地の梟官の所管が謹視（厳重な検問）して、梟令もしくは梟丞の印鑑で封印する。これは文書の通送封緘と同じ

である。以後梟次（旅程順の梟ごと）に担当の吏が櫛櫃の封緘を見て、受領報告（通過報告）をする。だから通過する梟はただ封緘の検（封緘の印）だけを見て中を検めないことにする。

これが「二年律令」の時代の用例である。この櫛もしくは櫛櫃の語は『史記』高祖本紀には見えない。『漢書』高帝紀に「櫛」字が登場するのは、この津関令の記述を前提に採録したということなのか。班氏父子はこのような法文の櫛字用例を見ていたのかも知れない¹⁶⁾。

建始四（紀元前二九）年から河平元（紀元前二八）年にかけて、黄河下流域の東郡で堤防が決壊して洪水が発生、その河平四（紀元前二五）年、その後の視察で確認された被災死亡者のうち自前で埋葬できない者について、郡国が櫛櫃を賜給して埋葬させる。すでに葬った者には、葬銭人ごとに二千銭を与える（「其爲水所流壓死、不能自葬、令郡國給櫛櫃葬埋。已葬者與錢人二千」『漢書』卷十成帝紀）施策をとっている。罹災から四年目になっているはずで、この間何の支援もされなかったとは思えないが、遅すぎる対策である。

櫛櫃は棺としては小さく、転送用の便に傾斜した棺のほ¹⁷⁾ず。これを賜給して斂葬し埋葬するということであるらしい。二千銭が葬銭であるならば平帝紀のものより低い。棺椁銭総計なら二級上造より多い、という程度である。

今まで見てきた遺体を納める葬具、直接尸を納める棺は、空だと櫬と呼ばれ、尸を納めると柩と呼ばれ、また遺体を帰郷帰家の用に用いられて櫬または櫬積と呼ばれた。ともに小棺とされる。そして更葬の後、堂に安置されるのも棺、殯礼を受けて野辺送りに棺を載せた棺車を親族が引き(『禮記』曰、唯祭宗廟社稷、爲越紼而行事(李奇曰引棺車謂之紼))、墓穴に下棺して、埋葬するのも棺ということである。

また、棺の別称として東園秘器(一及至東園秘器、珠襦玉柙、豫以賜賢、無不備具)(師古曰「東園署名也。漢舊儀云東園秘器作棺梓、素木長二丈、崇廣四尺」『漢書』卷九十三佞幸傳董賢)があり、また梓宮(『漢書』卷六十八霍光傳に霍光の国葬のような葬儀に登場する。師古曰「以梓木爲之、親身之棺也。爲天子制、故亦稱梓宮」)とも呼ばれるものもあった。主に皇室内での葬送に用いられたのである。東園秘器や梓宮の名が、前漢末平帝哀帝ころの紀伝に、功臣寵臣への下賜品として工官製皇室御用の金銀彝器衣衾などともに見える(前掲董賢)。そしてこの時期、宣帝以後、特に平帝期前後が多いようだが、『敦煌懸泉地漢簡』にも敦煌近辺での出土簡に、「櫬」字の異体が採録されている。

さて、遺体には主があることに戻る。遺体をその主に帰すことが帝国の威儀威容の形成保持に繋がる。高祖八年十

一月令は、帝国が戦地で死亡した壮士たちを家に帰す指令であって、当該の部署が遺体を収容し納棺して、遺体の帰属する家の所在県に送致し、その県が更葬の支度を調べて家に帰し、埋葬に立ち会うということであった。

また、「二年律令」賜律の二千石吏不起病者への「賜衣襦棺及棺衣常」や郡尉への「賜衣棺及官常」、千石から六百石吏の「死官」者には「居縣賜棺及官衣」、五百石以下丞尉の死者には「居縣賜棺」の規定を見たが、千石以下の県令丞の賜棺の条件が「死官」であり、在任のまま死亡する殉職と言っているのかも知れない。そうした遺体も、関内から外部への搬出には津関令の封印検閲の通関手続きを行って通過するということであった。

人は家に帰ろうとする。酷吏伝の趙禹は、燕相という高位の官にありながら、免帰して天寿を全うして家で逝去した(禹以老、徙爲燕相。數歲、亂悖有罪、免歸。後湯十餘年、以壽卒于家)『史記』卷一百二十二酷吏列傳)とある。「以壽卒于家」という具体的な記述は、『史記』ではこの趙禹の一件にとどまる。『漢書』では、「終於(于)家」や「卒于(於)家」の記事は多くなる。蕭望之伝によると、望之の子育の終焉は、南郡守から一旦病によって去官したが、「起家」して光祿大夫執金吾に就任し、「以壽終於官」であったという(育至南郡、盜賊靜。病去官、起家爲光祿大夫執金吾、以壽終於官)『漢書』卷七十八蕭望之傳)。

二千石吏で天寿を全うして、卒官という在任中に逝去とある。望之八子と称される育、咸、由の三人も大官となり皆「終官」在任のまま死去していて、家や葬儀については言及しない。また、蕭育には「二年律令」賜律の規定のような「賜棺襦衣」などの記述もない。『漢書』で「終官」で記述が終わるのは、蕭望之の三子だけである。

また、董仲舒は免去して後、在家して、一切招聘には応ぜず「年老、以壽終於家」（『漢書』卷五十六董仲舒傳）となっている。朱雲は「雲年七十餘、終於家」（『漢書』卷六十七楊胡朱梅云傳第三十七）であり、雋不疑は「以病免、終於家」（『漢書』卷七十一雋疏于薛平彭傳第四十一）である。諸葛豐は「其免爲庶人。終於家」（『漢書』卷七十七蓋諸葛劉鄭孫母將何傳第四十七）とあって、庶人として終焉を迎えたこと、また劉輔は「減死罪一等、論爲鬼薪。終於家」（同前）とあり、有爵者の刑名「鬼薪」でありながら家で終末を迎えている。

朱雲の場合は、自分の葬儀について「遺言以身服斂、棺周於身、土周於椁、爲丈五墳、葬平陵東郭外」との言葉を遺している。納棺には平服で遺体に着せる身服とせよ。有棺無椁という身の丈の棺を墓穴に直接納める無椁による薄葬にせよと指示している。

王莽秉政という状況では、郭欽と蔣詡が「王莽居攝、欽、詡皆以病免官、歸鄉里」（『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑

傳第四十二）とあるように「以病免官」して郷里に帰り「臥不出戸、卒於家」という終焉を迎える。

『後漢書』の記述になると、一気に人生の終末如何の記述が目立つようになり、儒林、逸民、文苑、方術などの諸伝に、篤疾不仕や年老で「於（于）家」で終卒を迎える記録が増える。高鳳の場合は郡の招聘を、寡嫂と係争中という詐りの家庭問題を盾に取ったり、公車を差し向けての出仕要請にも「託病逃歸」する徹底ぶり、隠身漁釣、終於家」したと伝える（太守連召請、恐不得免、自言本巫家、不應爲吏、又詐與寡嫂訟田、遂不仕）『後漢書』卷八十三逸民列傳第七十三）。

姜肱も招聘には応ぜず、青州緣辺部界限に逃げ隠れし、売卜で暮っていた（竄伏青州界中、賣卜給食）。「隱身遯命、遠浮海濱」して、何年も家を留守したあげく「年七十七、熹平二（一七三）年終于家」という大往生を遂げる（『後漢書』卷五十三周黃徐姜申屠列傳第四十三）。また、劉平は宗正となったが、老病を理由に骸骨を乞う上疏を行い、帰家が許されて家で往生することができた（在位八年、以老病上疏乞骸骨、卒於家）『後漢書』卷三十九劉趙淳于江劉周趙列傳）。

後漢時代は、出仕を拒む者が目立ち、家での終焉を求める傾向が強いようである。

『三國志』の記事では、毛玠が失態を招き、かろうじて

「玠遂免黜、卒于家」(『三國志』卷十二魏書十二崔毛徐何邢鮑司馬傳)とある家での終末を迎えるが、太祖曹操が「賜棺器錢帛」と「拜子機郎中」という恩恵をもたらしている。この賜棺錢帛は、送喪儀礼に欠くことができないものであり、それを下賜されることはその身の榮譽を付加する意味があるだろう。

また、「中平二(一八五)年、年七十四、卒於家」と伝えられる范冉は、息子へ送葬について「吾は昏闇の世に生れ、淫侈の俗に値り、生きては世を匡し、時を濟ふを得ず、死して何ぞ自から世と同じきを忍はむ。氣絶すれば便に斂せよ、斂すには時服を以てし、衣は形を蔽ふに足り、棺は身を周むに足り、斂し畢へれば便かに穿ち、穿ち畢へれば便かに埋めよ。其れ明堂の奠、干飯、寒水、飲食の物は、下す所有る勿れ。墳の封高は下げ、自から隠るに足らしむ。我心を知る者は李子堅、王子炳ならむ」(『後漢書』卷八十一獨行列傳第七十一)と言っている。

人は家で終焉を迎えるのが理想なのかも知れない。しかし任官のまま病疾によつて死去したり、不慮の事故による死亡は頻出する。そして、列伝中の記述からは、「賜律」の規定の明確な反証は得られないようである。

建国当初には、死者への礼は敬虔にかつ鄭重に取り扱われた。しかし、功臣たち封邑を賜った者の家でさえ、百年の間にやがては襲封する者も尽き、家は絶えて血筋も消

え、乏しくなつて祭祀の主を維持できず、朽骨が墓中に孤立無援となり、苗裔は四方に散り散りとなり、生き残つたものも徒隸となり、死ねば溝壑に放り込まれる(「百餘年間而襲封者盡、或絶失姓、或乏無主、朽骨孤於墓、苗裔流於道、生爲愍隸、死爲轉屍」『漢書』卷十六高惠高后文功臣表)という死後の不確実性。家が葬礼を運営できなくなり、墓家の維持も困難になるという事実。功臣表の記述は、家祠や家廟での慰霊が、家そのものの衰退によつてないがしろにされるようになる風潮を嘆いている。

『呂氏春秋』不廣には、戦場での遺体処置について戦略的な構想が述べられている。燕斉間の戦いで、斉の戦死者の三万体の野ざらしの遺体について、従来のにきたりて遺体を回収して「京」を作ろうとした燕将孔青に、越甯がそれを母国斉に送還し、家に帰すことによつて、さらなる有利な状態を醸成しようとする計略が語られる。敗戦の恨み、生還できなかったことの恨み、葬礼に費やす膨大な費用を骨子とする親族葬送の儀礼風習を利用して、斉の反発力を減衰させることを狙っていることも興味深い。

後漢末から三国にかけての国家崩壊と再建に当たる時期、死者に対する計らいも乏しくなつた世相に対して、曹褒と孔融の葬喪に関する故事に注目したい。

曹褒が射聲校尉であったとき、官舎には葬喪されていない「停棺」となつていたものが百余所あつた。曹褒が自ら

出向いてその理由を問うと、その吏は、それらの多くが建武以来家が断絶して跡継ぎもなく、埋葬されることもない者たちと答えた。曹褒は痛ましく思い、空き地を買収して悉くその無主の祭られない者たちを葬り、祭壇を設けて祀った（褒在射聲、營舍有停棺不葬者百餘所、褒親自履行、問其意故。吏對曰「此等多是建武以來絕無後者、不得埋掩」。褒乃愴然、爲買空地、悉葬其無主者、設祭以祀之）『後漢書』卷三十五張曹鄭列傳」という。文王に答えた吏の「絶無主者」とは、この「絶無後者」ということになる。死喪も引き取り手がいない場合は「停棺」され帰郷も帰家もできず、納棺された場所に止め置かれ朽ち果てる。

また、孔融は、郡の人、甄子然の孝行を目の当たりにして、その名を知っていたが早卒したので、その人を惜しみて、郡の人に祠祀を怠らぬよう配食することを命じた。その他の「一介の善」で知られたものでも皆礼を以て祭った。そして郡の人で跡継ぎのいない者や四方の游士の死亡する者があると、皆棺具を用意して之を斂葬した（郡人甄子然臨孝存知名早卒、融恨不及之、乃命配食縣社。其餘雖一介之善、莫不加禮焉。郡人無後及四方游士有死亡者、皆爲棺具而斂葬之）『後漢書』卷七十鄭孔荀列傳」という。

葬送は家の大事なのに、跡継ぎがない場合、諸国を遍歴する游士の場合、誰が埋葬するのか。本来ならば、帝国の威容に関わることなのに、後漢末三国の争乱時代は、有徳

者の私的な好意や侠心に委ねられてしまったのか。この傾向は、国家再建に燃える魏文（曹丞）の死喪の収斂、「櫛檀賜与」に繋がるのではないか。すなわち、即位の延康元（二二〇）年に、「令して曰く、諸将征伐して、士卒の死亡者、あるいは未だに放置されて収斂されないのは、吾としては、甚だ哀しむべきことである。郡国に告げて彼らのために櫛檀を賜給して殯斂できるようにし、彼らの家々に送り届けよ。県官は祭壇を設けて祀れ」と（冬十（一）月癸卯、令曰、「諸将征伐、士卒死亡者或未收斂、吾甚哀之。其告郡国給櫛檀殯斂、（櫛音衛）送致其家、官爲設祭」）『三國志』卷二文帝紀。この注に「應劭曰く、「櫛、小棺也、今謂之櫛」を引いているので、師古の「櫛小棺」説は、実は後漢末の應劭の説を受けたものと推定できる。櫛の語も應劭の時代にすでに「小箱」と観念されていたようである。

終わりにかえて

「棺在堂上」、もがりの祭りで堂上に安置された棺と、それを取り巻く人々の様子を糸口に、秦漢帝国後漢三国の棺をめぐる法規定や葬喪習俗の一端を垣間見えた。葬儀は死者の祭りであるとともに遺された人々の祭りと言われる。死者を送るために葬礼を篤くすれば、家の衰退と發家

陳尸の危険におびえる。

しかし、視点を変えれば、古代帝国と家の関係が浮かび上がってくる。「日書」に問われる幼殤死の未葬のままに祀られぬ鬼の、人に取り憑く対策は、周文王の「更葬」の礼祭によって論理的止揚を見なし得る。戦場に晒された遺体も収斂葬喪して、それぞれの家に帰すことに帝国が介入することで、人々の喪の悲哀を国家の威容に収斂転換する契機ともなる。

宣帝は言う、「民を導くには孝行の心を大切に、さすれば天下は従う。今もし百姓が哀経の凶災に遭遇しても、吏が公事に駆り出して、葬喪の大事を行わせないとしたら、孝子の心を傷つけることになる。今より大父母や父母の葬喪に関わる者は公事に駆り出さないこと。彼らに収斂送終を得させて、子としての道を尽くさせよ」と（詔曰、導民以孝、則天下順。今百姓或遭哀経凶災、而吏繇事、使不得葬、傷孝子之心、朕甚憐之。自今諸有大父母、父母喪者勿繇事、使得收斂送終、盡其子道」『漢書』卷八宣帝紀地節四年）。帝国が家の営みを保証するからこそ帝国と家とが強力に結びつくことを言っている。

拙稿は、現象としての「賜棺」から見た「家」、櫛や槨と棺の差異、停喪をめぐる曹褒故事を通して、祭られぬ死喪が山積している事実を示した。大行王恢、御史大夫韓安國との論争対話中に、文帝以後、対匈奴和親策が継続さ

れているはずなのに、何故か戦争犠牲者が続出している現状を「櫛車相望」と表現（『漢書』卷五十二竇田灌韓傳）し対匈奴積極策への転換を主張する背景にも、民衆の無言の耐久に対する国家の展望を示さなければという誠意が窺える。また、孔融故事は、孝子を顕彰し、無後游士の埋葬を実行しても、その主が、その家が絶家であればどうしようもないむなしさに気づく。その後の魏文の施策に通底する伏線であり、帝国の責務として死者を帰家させること、喪尸の主家に祭祀を行わせ維持させることが国家の威儀威容であることを示す。

かつて、西嶋定雄氏が展開された「秦漢二十等爵制」概念は、国家が喪礼に介入することで、まだ別の機能が隠されているのではないかと思うようになった。その国家体制の基盤を覆した争乱は不可遡及の危難をもたらす。賜民爵の機能していた理想型が漢帝国の崩壊と黄巾の混乱とともに失われていく。思弁的な詩文を好んだ魏文には、国と家の関係の復旧という視角から見て、新たな風景が開けていたのかも知れない。

注

〔一〕拙稿「家」字義考——秦漢期の同時代的「家」概念
『國學院大學紀要』第五二卷、二〇一四年。

〔2〕張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡
二四七號墓』文物出版社、二〇〇一年。彭浩・陳偉・工
藤元雄主編『二年律令與奏讞書——張家山二四七號漢墓出
土法律文獻釋讀』上海世紀出版股份有限公司、上海古籍出
版社、二〇〇七年。

〔3〕雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版
社、一九八一年）所收「日書」甲編、寫真版函版一三四。
〔4〕全文を以下に示す。

『張家山漢簡』奏讞書 案例二十一（180～196簡）
故律曰死夫以男爲後母男以父母母父母以妻母妻以子女爲
後律曰諸有縣官事而父母若妻死／

者歸寧卅日大父母同產十五日〔敖〕悍完爲城旦春鐵〔須〕其足
輸巴縣鹽教人不孝次不孝／

之律不孝者棄市棄市之次黥爲城旦春當黥公士公士妻以上
完之奸者耐爲隸臣妾捕奸者必案之／

校上今杜〔灑〕女子甲夫公士丁疾死喪棺在堂上未葬與丁母
素夜喪環棺而哭甲與男子／

丙偕之棺後內中和奸明且素告甲吏吏捕得甲疑甲罪廷尉殺
正始監弘廷史武等卅人議當之／

皆曰律死置後之次妻次父母妻死歸寧與父母同法以律置後
之次人事計之夫異尊于妻／

妻事夫及服其喪資當次父母如律妻之爲後次夫父母夫父母
死未葬奸喪旁者當不孝不孝棄市不孝之／

次當黥爲城旦春敖悍完之當之妻尊夫當次父母而甲夫死不
悲哀與男子和奸喪旁致之／

不孝〔敖〕悍之律二章捕者雖弗案校上甲當完爲春告杜論甲

／
●今廷史申繇使而後來非廷尉當議曰當非是律曰不孝棄市
有生父而弗食三日吏且何以論子／

廷尉殺等曰當棄市有曰有死父不祠其家三日子當何論廷尉
殺等曰不當論有子不聽生／

父教誰與不聽死父教罪重殺等曰不聽死父教母罪有曰夫生
而自嫁罪誰與夫死而自／

嫁罪重廷尉殺等曰夫生而自嫁及取者皆黥爲城旦春夫死而
妻自嫁取者母罪有曰欺／

生夫誰與欺死夫罪重殺等曰欺死夫母論有曰夫爲吏居官妻
居家日與它男子奸吏捕之／

弗得□之何論殺等曰不當論曰廷尉史議皆以欺死父罪輕於
侵欺生父侵生夫罪／

〔輕〕于侵欺死夫□□□□□□□□與男子奸棺喪旁捕者弗
案校上獨完爲春不亦重／

虐殺等曰誠失之／
〔5〕「封診式」封守、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地
秦墓竹簡』文物出版社、一九七八年、二四九頁。

〔6〕前掲『雲夢睡虎地秦墓』一一二頁。
〔7〕連雲港市博物館・東海縣博物館・中国社会科学院簡帛
研究中心・中国文物研究所編『尹灣漢墓簡牘』（中華書
局、一九九七年）所收「尹灣六號漢墓出土竹簡」二、155

168簡。

〔8〕同右書「尹灣漢墓六號墓平面圖」「尹灣漢墓六號墓剖

面圖」を参照されたい。

〈9〉 全文を以下に示す。

071 春二月母敢伐材木山林及雍隄水不夏月母敢夜草爲灰取生
荔騰齧穀母□□□□□□□□

072 毒魚鱉置罪罔到七月而縱之唯不幸死而伐縮享者是不用時
邑之新皂及它禁苑者廢

073 時母敢將犬以之田百姓犬入禁苑中而不追獸及捕獸者勿敢
殺其追獸及捕獸者殺

074 之河禁所殺犬皆完入公其它禁苑殺者食其肉而入皮 田
律

類文としては、『荀子』王制の「脩火憲。養山林藪澤、
草木魚鱉百索。以時禁發」や、『睡虎地秦墓竹簡』編集小
組が紹介する『逸周書大聚』の「春三月、山林不登斧、以
成草木之長、夏三月、川澤不入網罟、以成魚鱉之長」な
ど、あわせて読むと参考になる。

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、
一九七七年。前掲、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎
地秦墓竹簡』。前掲、雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地
秦墓』。

〈10〉 中国文物研究所・甘肅省文物考古研究所編『敦煌懸泉
地月令詔條』中華書局、二〇〇一年。

〈11〉 『説文』「縵、繪（厚手無地）無文也。从糸曼聲。漢律
曰、賜衣者縵表白裏」。

〈12〉 棺柩に被せる覆いのようなものとしては、『長沙馬王
堆一號漢墓』下集（湖南省博物館・中国社会科学院考古研

究所編、文物出版社、一九七三年）所収、図版目録71『彩
繪帛畫』中、「幢」参照。

〈13〉 拙稿「夫の犯罪と妻子の没入——出土資料による檢
討」『國學院大學紀要』第四八卷、二〇〇八年、参照。

〈14〉 全文を以下に示す。
『呂氏春秋』卷之十五冬紀「異用」

……周文王使人叩池、得死人之骸、吏以聞於文王、文王
曰、「更葬之」。吏曰、「此無主矣」。文王曰、「有天下
者、天下之主也。有一國者、一國之主也。今我非其主
也。遂令吏以衣棺更葬之。天下聞之曰、「文王賢矣、澤
及骸骨」[骨有肉曰骸]、又況於人乎」。或得寶以危其國、
文王得朽骨以喻其意「喻説、説民意也」。故聖人於物也
無不材「材、用也」。

〈15〉 拙稿「以郵行」をめぐって——出土史料から見た
「郵」の機能」中央大学文学部東洋史学研究室編『中央大
学アジア史研究』第三二号 池田雄一教授古稀記念アジア
史論叢、二〇〇八年、白東史学会、参照。

〈16〉 解釈については「三國時代出土文字資料の研究」班
方學報「京師第七八冊、二〇〇六年、一一三—一二三九頁參
照。

〈17〉 『敦煌懸泉地漢簡』(10309③: 237)
四〇 神爵四年十一月癸未、丞相史李尊、送獲（護）神
爵六年戌卒河東、南陽、潁川、上黨、東郡、濟陰、魏
郡、淮陽國詣敦煌郡、酒泉郡。因迎罷卒送致河東、南

陽、潁川、東郡、魏郡、淮陽國并督死卒傳葉（榘）。爲駕一封軺傳。御史大夫望之謂高陵、以次爲駕、當舍傳舍、如律令。

【注釋】神爵四年爲公元前五八年。並督死卒傳、從簡文看、丞相史李尊不僅護送上述八郡、國戍卒前往戍邊、而且還要迎接河東、南陽、潁川、東郡、魏郡、淮陽國等六郡、國的罷卒返回故里、同時還要督運亡故士卒的傳車。葉、裘錫圭『漢簡零拾』、榘、神爲「榘」、即『漢書、高帝紀』「八年冬……十一月、令士卒從軍死者爲榘、歸其縣、縣給衣衾棺葬具」中「榘」字的簡體。《古文字論集、漢簡零拾》中華書局、一九九二年、五六七頁）榘爲一種小棺。高帝紀顏注引臣瓚曰、「初以榘致其屍於家、縣官更給棺衣更斂之也。金布令曰、不幸死、死所爲榘、傳歸所居縣、賜以衣棺也」。師古曰、「初爲榘、至縣更給衣及棺、備其葬具耳」。

胡平生・張德芳編撰『敦煌懸泉漢簡釋粹』上海古籍出版社、二〇〇一年。

〈18〉全文を以下に示す。

『呂氏春秋』卷第十五「不廣」

……齊攻廩丘。趙使孔青將死士而救之、與齊人戰、大敗之。齊將死。得車二千、得尸三萬、以爲二京「古者、軍伐、克敗於其所獲尸合土葬之以爲京觀。故孔青欲以齊尸爲二京也」。甯越謂孔青曰、「惜矣、不如歸尸以內攻之」甯越趙中牟人也。言不如歸尸齊。齊人必怨其將使送葬、以盡其財。是所以內攻之也」。越聞之、古善戰者、

沙隨賁服「沙隨猶相守、不進、却賁置也。服、退也」。却舍延尸「軍行三十里爲一舍。却舍以緩其尸。使齊人得收之。彼得尸而財費之」。車甲盡於戰、府庫盡於葬。此之謂內攻之。孔青曰、「敵齊不尸則如何」「言與齊爲敵、不收其尸爲京則何如」。甯越曰、「戰而不勝、其罪一。與人出而不與人入、其罪二。與之尸而弗取、其罪三。民以此三者怨」「一作罪」。上、上無以使下、下無以事上。是之謂重攻之」。甯越可謂知用文武矣。用武則以力勝、用文則以德勝。文武盡勝、何敵之不服。……